

「三浦市公共下水道(東部処理区)運営事業」の実施方針(案)に関する質問への回答

No	頁	第1	1	(1)	ア	(7)	a	(a)①	項目等	質問内容	12月8日回答	12月28日回答
1	2	第1	1	(6)	ア				基本運営方針	「財務指標に基づく健全」との記載がありますが、財務指標はいつ公表されるのでしょうか。	財務指標も含め、事業者からの提案によるものとする。	
2	2	第1	1	(6)	イ				収支バランスの取れた下水道事業の実施と持続可能性の向上	「使用料金の最適化」、「事業運営体制の最適化」とありますが、「最適化」の定義をご教示ください。	最適化とは、一般的な意味合いで使用している。収支バランスの取れた下水道事業の実施と持続可能性の向上のための最適化とご認識いただきたい。	
3	2	第1	1	(6)						新たな事業で、事業実施前までに生活環境評価や住民説明会等の手続きを経なければ実施が確定しない事業も提案も可能ですか？	(個別対話で回答する。)	
4	3	第1	1	(7)					用語の定義	本文中には、経営、増築、改築、維持管理と并列に各種計画支援がありますが、この表中にないのはなぜでしょうか。P37別紙1には各種計画支援が入っております。	用語の定義では、用語として混同しやすいものを定義している。「各種計画支援」は混同する内容がないものと考えているため、用語の定義からは省略している。	
5	3	第1	1	(7)					用語の定義	表中の維持の項目の中に、「清掃等」とありますが、「清掃等」はどのような内容を指すのでしょうか。要求水準書には、運転管理、保守・点検、調査、修繕の括りに入らない形で、修景・護岸部分の見回り・点検、施設情報管理、施設環境の保全、周辺環境の保全、安全衛生管理、外構の維持管理という用語が出てきますが、そのことを指すのでしょうか。	要求水準書p.33のウ(ウ)、(エ)、p.45の8(1)ア(イ)b、c、dを指す。	
6	3	第1	1	(7)					用語の定義	表中の項目の中に「設備」とありますが、設備とは「建築付帯設備、機械設備、電気設備」を指しているという理解でよろしいでしょうか。	建築設備、機械設備、電気設備、これらに関する下水道事業に必要な設備全般を指している。	
7	3	第1	1	(7)					用語の定義	所定の耐用年数とは、要求水準書(案)別紙3に示された耐用年数との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。	
8	4	第1	1	(9)	ウ				対象施設	対象の管路施設は分流式汚水きよのみという理解で良いでしょうか。	実施方針(案)p.4に記載のとおり、管路施設には、幹線管きよ、枝線管きよ、マンホールポンプ、公共汚水ます、取付管を含む。実施方針(案)p.4の(9)対象施設のなお書きに雨水処理事業を除く旨記載する。なお、三浦市の下水排除方式は、すべて分流式である。	
9	4	第1	1	(11)					事業の範囲	「代表企業、構成企業及び協力企業以外の者に委託等はできない」とありますが、「協力企業」の定義をご教示ください。	実施方針(案)p.15第2.3(1)応募者の構成を参照のこと。協力企業は、応募グループを構成する企業であり、本事業を実施する特別目的会社へ出資をしない。	
10	4	第1	1	(11)					事業の範囲	「運営権者は、事前に市の承諾を得た場合を除き、代表企業、構成企業及び協力企業以外の者に委託等はできない。」とありますが、市が承諾する要件をお教え下さい。また、「委託等」に「再委託」も含まれるのでしょうか。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づき、運営権者自らが直接委託することとされている業務等を想定している。「委託等」に「再委託」は含まれない。	
11	5	第1	1	(11)	ア				事業の範囲	主たる事業(イ)各種計画支援の関する業務のうち、下水道事業計画変更等とありますが、「等」は具体的に何を指しているのでしょうか。なお、実施要領のP4には「等」が付いておりません。	要求水準書(案)p.16に記載のとおり、アクションプランの作成などを意図している。要求水準書(案)p.4の「下水道事業計画変更」を「下水道事業計画変更等」に修正する。	

No	頁	第1	1	(1)	ア	(7)	a	(a)	①	項目等	質問内容	12月8日回答	12月28日回答
12	5	第1	1	(11)	イ					附帯提案事業	2段落目の「市は、優先交渉権者として選定された応募者からの提案内容を踏まえて、運営権者の実施義務を定めることとする」とありますが、優先交渉権者として選定された後、提案内容を踏まえて実施義務を定めるのか(提案内容によっては実施義務を定めないこともあり得るのか)ご教えてください。	原則として、優先交渉権者として選定後に実施義務を定める。	
13	5	第1	1	(11)	イ					附帯提案事業	「市は、優先交渉権者として選定された応募者からの提案内容を踏まえて、運営権者の実施義務を定めることとする。」とありますが、これは、提案内容のうち貴市が評価、採用したものについて、履行義務の内容を明確に示す目的で、要求水準書や実施契約書の内容を変更、あるいは追加するという理解でよろしいでしょうか。	詳細は、募集要項等の公表時に提示する予定である。	
14	5	第1	1	(11)	イ					附帯提案事業	附帯事業の目的である費用縮減、収益発生、環境負荷低減の効果が期待できる処理プロセスの提案を考えています。しかし、このプロセスは開発段階であるため、実下水を用いた長期間(1年)の基礎的検証を実施・評価した後の導入になると想定しています。この基礎的検証を附帯事業の一環として提案することは可能でしょうか。	(個別対話で回答する。)	
15	5	第1	1	(11)	ウ					任意事業	任意事業の提案が必須ではない旨の記載がありますが、提案した任意事業の実施は履行義務を負わないという理解で宜しいでしょうか。	実施義務については、審査基準に関連する内容であるため、募集要項等の公表時に提示する予定である。	
16	5	第1	1	(11)	ウ					任意事業	「本事業用地及び施設において」との記載がありますが、本事業用地の範囲(境界)が不明です。本事業用地が明確に認識できる図面の開示をお願いいたします。	図面を閲覧資料に追加する。	
17	5	第1	1	(11)	ウ					任意事業	「任意事業とは、本事業用地及び施設において、事業に係る全ての費用を運営権者自らの負担で行う独立採算の事業のことをいう。」とありますが、運営権者以外のものから出資を募ることも可能と考えてよろしいでしょうか。	可能である。ただし、本事業の実施契約を締結する相手方は運営権者であり、任意事業は運営権者が主体となり、責任を負うものである。	
18	5	第1	1	(11)	ウ					任意事業	「本事業用地及び施設において」との記載がありますが、別紙4-3に示された④も本事業用地と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおり。	
19	5	第1	1	(11)	ウ					任意事業	任意事業として実施した事業が附帯事業の目的(費用縮減、収益発生、環境負荷低減)に適すると判断された場合、事業期間途中で附帯事業として採用される可能性はあるでしょうか。	(個別対話で回答する。)	
20	6	第1	1	(11)	ウ					任意事業	「本事業用地及び施設を活用する場合は、有償貸付による事業であることに留意し」とありますが、賃貸料については収支計画書に反映させる必要があるため、提案書提出までの早い時期に貴市より貸付条件、金額等が示されるものと理解してよろしいでしょうか。	本市ホームページに掲載されている次の条例等を参照のこと。 ・三浦市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例 ・三浦市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例施行規則	

No	頁	第1	1	(1)	ア	(7)	a	(a)	①	項目等	質問内容	12月8日回答	12月28日回答
21	6	第1	1	(11)	ウ					任意事業	東部浄化センター及び金田中継センターの年間電力量、年間電力料金、引き込み系統(低圧/高圧等)を教えてください。	東部浄化センター及び金田中継センターの引き込みは高圧。 令和元年度実績値については下記のとおり。 〈東部浄化センター〉 ・年間電力量: 1,180,890kW/h (最小2月90,700、最大8月113,670) ・年間電気料: 23,030,334円  〈金田中継センター〉 ・年間電力量: 405,490kW/h (最小9月15,460、最大5月17,990) ・年間電気料: 4,698,289円	
22	6	第1	1	(11)	ウ					事業の範囲	表1-1事業範囲及び費用負担の整理の表中、「各種計画支援に関する業務負担」となっていますが、「業務費負担」と理解してよろしいでしょうか。	誤字のため、実施方針(案)を修正する。	
23	6	第1	1	(12)	ア					本事業の事業期間	本事業開始日と運営権設定日は同日と考えてよろしいでしょうか。また、それらが異なることはあるのでしょうか。	本事業開始日と運営権設定日は別日を想定している。	
24	7	第1	1	(12)	イ					本事業期間の延長	「両者が合意した合理的な期間」とありますが、「合理的」の定義をご教示ください。	合理的とは、一般的な意味合いで使用している。	
25	7	第1	1	(12)	エ	(7)				対象施設の明渡し	「本事業終了日又はそれ以降」との記載がありますが、事業終了日以降について従前の運営事業者が運営権が消滅しているため、維持管理や対象施設への保険の付保義務はないと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおり。	
26	7	第1	1	(12)	エ	(4)				運営権者が保有する資産等	「市は、運営権者が所有する任意事業等に係る資産のうち、必要と認めた場合、残存価値等を勘案し買い取ることができる」との記載がありますが、買い取りの有無及び買取価格はいつどのように決定されるかご教示ください。	買取の有無の決定時期は、市及び運営権者の協議によるものとし、詳細は実施契約書(案)に提示する。	
27	7	第1	1	(12)	エ	(ウ)				業務の引継ぎ	「運営権者は自らの責任及び費用負担により、引継書の作成、現地協議を含む打合わせ等、本事業が円滑に引き継がれるように適切な引継ぎを行わなければならない。」とありますが、引継ぎを受ける貴市又は貴市の指定する第三者に発生する経費(人件費その他)については、引継ぎを受ける当事者が自ら負担するものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。	
28	7	第1	1	(12)	エ	(ウ)				業務の引継ぎ	本事業期間終了後に運営権者が貴市又は貴市の指定する第三者へ提供する必要事項や操作要領、申し送り事項その他の関係資料には、運営権者の知的財産権に抵触するものは除外するという理解で宜しいでしょうか。	知的財産権のうち、特許権等については、有償利用を含め運営権者との協議により取扱いを決定するものとし、著作権等については、本市は無償で利用する権利及び権限を有するものとする。市が指定する第三者の場合も同様とする。	
29	7	第1	1	(12)	エ	(ウ)				業務の引継ぎ	「本事業終了日の180～90日前までに行うこととし」との記載がありますが、遅くとも終了日の90日前までには引き継ぎが完了していなくてはならないという意でしょうか。	お見込みのとおり。	
30	8	第1	1	(12)	エ					表1-2 予定事業期間	本事業開始日が令和5(2023)年4月1日となっていますが、深夜0時に事業開始(引継ぎ)が否かご教示下さい。	深夜0時に事業開始となる。	

No	頁	第1	1	(1)	ア	(7)	a	(a)	①	項目等	質問内容	12月8日回答	12月28日回答
31	8	第1	1	(12)	エ					表1-2 予定事業期間	貴市又は貴市の指定する第三者への業務の引継ぎが、本事業終了日までとなっていますが、前項では、貴市又は貴市の指定する第三者への業務の引継ぎは原則として本事業終了日の180～90日前までに行うこととなっています。どちらが正かご教示下さい。	引継ぎは180～90日前までに行うため、表1-2を修正する。ただし、引継ぎ完了後も本事業終了日までの施設の運営、維持管理等は運営権者が実施する。	
32	8	第1	1	(12)						表1-2 予定事業期間	主たる事業の引継ぎ、手続き等が令和4(2022)年10月～12月との記載となっていますが、令和5(2023)年1月～3月の期間が入っていない理由はあるでしょうか。(3か月の引継ぎ期間は非常に短いものと思料しています。)	市から運営権者への主たる事業の引継ぎ、手続き等は令和4(2022)年10月～12月に実施し、令和5(2023)年1月～3月は運営権者の本事業開始までの準備期間としている。なお、手続き等において時間を要するものについては、市と運営権者で調整する。	
33	8	第1	1	(13)	ア					使用料及び利用料金の定義	滞納者の生活状況によって、行政が福祉的な配慮をして、当該滞納者に下水道使用料の減免措置を講ずることはあるのでしょうか。その場合でも、運営権者に支払われる利用料金には影響しないと考えてよろしいでしょうか。	使用料金と同様、利用料金の福祉減免はない。	
34	8	第1	1	(13)	ア					使用料及び利用料金の定義	この度のコロナ禍で水道料金の減免を行う水道事業者が多くありますが、今後三浦市においてもこのようなパンデミック等の不可抗力事象が発生した場合、行政的配慮から下水道使用料の減免措置等を講ずる可能性はあるのでしょうか。その場合は不可抗力事象として、減免額は市が負担し、運営権者に支払われる利用料金には影響しないと考えてよろしいでしょうか。	コロナ禍等の疫病に関しては、その都度、不可抗力に該当するかを含めて運営権者と市で対応を協議する。なお、今回のコロナ禍における緊急事態宣言に関連して、市で下水道使用料の減免措置等は講じていないが、下水道使用料の支払猶予を実施した。	
35	8	第1	1	(13)	ア					使用料金について	「算出方法は三浦市下水道条例の規定に基づく」とありますが、条例の内容を確認したいので、どこで確認できるでしょうか。	本市ホームページに掲載の例規集を参照のこと。	
36	8	第1	1	(13)	イ					使用料等の改定	従前の意思決定プロセス(市議会等)を経て決定されることとなるため、今後、変更の可能性がある、との記載がございますが、変更の如何に関わらず、料金改定がなされなかった場合、市及び運営権者は利用料金設定割合の改定について協議を行うことが可能と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。	
37	8	第1	1	(13)	イ					使用料等の改定	「必要性を計画的に検討し」との記載がありますが、その検討は完了しているのでしょうか。	東部処理区域内の処理人口が減少する見込みがあることから、中長期的な整備方針に基づく更新・維持管理を実施するためには、令和4年度から4年ごとに4.4%の使用料値上げが必要という結果を得ている。しかし、使用料等の改定は下水道事業審議会からの答申、市議会での下水道条例の一部改正案の議決を経て、その都度決定されるため、現時点で確定できるものではない。	
38	8	第1	1	(13)	イ					使用料等の改定	「必要性を計画的に検討し」との記載がありますが、その検討はいつ、どのように開示されるのでしょうか。	令和4年度から4年ごとに4.4%の使用料値上げが必要という検討結果については、三浦市ホームページに掲載しているため参照のこと。	
39	8	第1	1	(13)	イ					使用料金について	「料金改定については従前の意思決定プロセス(市議会等)を経て決定される」と記載がありますが、意思決定プロセスについて詳細をお示しください。	下水道事業審議会からの答申、市議会での下水道条例の一部改正案の議決を指している。	
40	8	第1	1	(13)	イ					使用料金について	「利用料金については従前の意思決定プロセス(市議会等)を経て決定される」と記載がありますが、当該意思決定プロセスにどのくらいの期間が必要でしょうか。	検討1年、市議会等半年、周知期間半年の約2年を見込んでいます。	
41	8	第1	1	(13)	イ					使用料等の改定	「料金改定に関して市に提案できる」とありますが、9頁イ(ア)の「市と協議を行うことができる」との違いをご教示ください。	使用料等の改定は、「市に提案及び協議できるもの」であるが、利用料金設定割合の改定は、「市と協議できるもの」である。	

No	頁	第1	1	(1)	ア	(7)	a	(a)	①	項目等	質問内容	12月8日回答	12月28日回答
42	8	第1	1	(13)	イ					使用料金について	利用料金改定について、協議完了後に反映されるまでどれくらいの期間が必要でしょうか。	市議会等半年、周知期間半年の約1年を見込んでいる。	
43	8	第1	1	(13)	イ					料金改定について	「料金改定に関して市に提案できる。」とありますが、提案する時期は4年間のうちのどの時期になるでしょうか。	3年目の検討期間中に提案があれば、4年目の料金改定に反映できる可能性がある。	
44	9	第1	1	(14)	ア					利用料金設定割合	「なお、応募者が提案時に用いる利用料金設定割合は、●%とする」との記載がありますが、今後公開される実施契約で利用料金設定割合が示されるとの理解で宜しいでしょうか？	実施方針公表時に示す予定である。	
45	9	第1	1	(14)	イ	(7)				利用料金設定割合の改定	「当該時点での国内及び市域の経済動向」との記載がありますが、当該時点とはいつ(どの時点)を指すのでしょうか。	当該時点とは協議時点を指す。	
46	9	第1	1	(14)	イ	(7)				利用料金設定割合の改定	「当該時点での国内及び市域の経済動向」との記載がありますが、改定は4年毎にしかできませんので、当該時点だけでなく予測可能な将来の見込みも加味するべきと存じますがいかがでしょうか。	基本的な改定は、4年毎を想定しているため、予測可能な将来の見込みも加味して提案すること。	
47	9	第1	1	(14)	イ	(イ)				利用料金設定割合の改定	「事業環境の著しい変化とは、以下に示すものとし、詳細は実施契約書(案)に示す。」とありますが、実施契約書(案)では、「急激な「著しく変動」に関して、具体的な数値で明示していただく予定でしょうか。また、実施契約書(案)の公表時期をご教示願います。	別紙2と別紙5の対応を整理の上、実施方針公表時に示す予定である。 実施契約書(案)は募集要項等とあわせて公表する予定である。	
48	9	第1	1	(14)	イ					事業環境の著しい変化に伴う利用料金割合の改定	「臨時的」に利用料金割合の改定について協議ができるとありますが、その回数や改定後の期間等の限定はなく、運営権者からの発案によりいつでも可能、との理解でよろしいでしょうか。	回数や期間等の制限はないが、事業環境が著しく変化し、運営権者の経営に著しい影響を及ぼす場合に、市と運営権者で協議を実施する。	
49	9	第1	1	(14)	イ					利用料金設定割合の改定	別紙2にも記載されている「利用料金の著しい増減」「電力料金単価等の著しい変動」について、この「著しい」範囲を定量的にご教示ください。可能であれば、電力会社等の単価変動に追随変動する仕組みをご採用いただけませんか？ なお、人件費・薬品費・光熱水費のうち電気ガス水道・光熱水費のうちその他は、別紙5の範囲でお考えなのではないでしょうか？	「著しい」範囲については、募集要項等の公表時を予定している。 電力会社等の単価変動に追随変動する仕組みについては、ご意見として承る。 人件費、薬品費、光熱水費の変動幅の考え方については、別紙5を参照のこと。 なお、別紙2と別紙5の対応を整理の上、実施方針公表時に示す予定である。	
50	9	第1	1	(14)	イ					利用料金設定割合の改訂	(イ)-a及び(ウ)-a及びbに記載の「著しい増減」とはどの程度の増減を示しているかご教示ください。	需要変動リスクにおける著しい増減については、実施契約書(案)に提示する予定である。法令等の変更又は市の計画変更における著しい増減については、市及び運営権者の協議によるものとする。	
51	10	第1	1	(13)	エ					利用料金收受代行業務	「市及び運営権者は、実施契約とは別に利用料金收受代行業務に係る契約を締結する」とありますが、「市は、運営権者を代行」するため、運営権者から市に徴収業務委託費が発生するのでしょうか。	お見込みのとおり。	
52	10	第1	1	(14)	エ					利用料金收受代行業務	「市は、徴収した利用料金を一定期間保管し・・・」となっていますが、一定期間とはどのくらいの期間でしょうか。	2か月	
53	10	第1	1	(14)	エ					利用料金收受代行業務	貴市が徴収した利用料金を保管する「一定期間」とは具体的にどの程度の期間かご教示ください。	2か月	

No	頁	第1	1	(1)	ア	(7)	a	(a)	①	項目等	質問内容	12月8日回答	12月28日回答																	
54	10	第1	1	(14)	エ					利用料金収受代行業務	「市は利用料金を一定期間保管し、運営権者に送金する」の一定期間とは具体的に何日でしょうか。	2か月																		
55	10	第1	1	(14)	カ						未納者の支払いの催促と料金収受が市に委ねられているにもかかわらず、未収債権の負担が運営権者にのみになるのは、片務契約とはなりませんでしょうか？	(個別対話で回答する。)																		
56	10	第1	1	(14)	カ					現状で、どの程度の未収金が発生していますか？との程度によっては、債権の負担割合をご調整いただくことは可能ですか？	過去5年間の下水道使用料における収入未済額及び不納欠損額は、次のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>〈収入未済額〉</th> <th>〈不納欠損額〉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年度</td> <td>4,962,559円</td> <td>204,790円</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>5,405,002円</td> <td>317,253円</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>5,471,789円</td> <td>248,684円</td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td>7,669,242円</td> <td>664,775円</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>6,330,705円</td> <td>55,081円</td> </tr> </tbody> </table> 利用料金設定割合において算出された金額が運営権者の債権となるため、負担割合の調整はできない。		〈収入未済額〉	〈不納欠損額〉	平成30年度	4,962,559円	204,790円	平成29年度	5,405,002円	317,253円	平成28年度	5,471,789円	248,684円	平成27年度	7,669,242円	664,775円	平成26年度	6,330,705円	55,081円	
	〈収入未済額〉	〈不納欠損額〉																												
平成30年度	4,962,559円	204,790円																												
平成29年度	5,405,002円	317,253円																												
平成28年度	5,471,789円	248,684円																												
平成27年度	7,669,242円	664,775円																												
平成26年度	6,330,705円	55,081円																												
57	10	第1	1	(15)						改築・増築費用の上限額	貴市が運営権者に支払う改築・増築施設の設計及び改築業務に係る費用の上限額は、一律の固定額を貴市より示されるのか、応募者の価格提案要素となるのかご教示ください。	(個別対話で回答する。)																		
58	10	第1	1	(15)						改築・増築に係る費用	「実施契約書に定める金額」とありますが、この金額は要求水準書(案)に示された通り「下水道用設計標準歩掛表」に準じた積算に基づくものと考えて宜しいでしょうか。	実施契約書に定める金額は、募集要項等の公表時に示す予定価格の範囲内で、事業者の提案による金額とする。																		
59	11	第1	1	(16)	ア	(イ)				各種計画支援に関する業務	各種計画支援に係る費用の全てを貴市が負担する旨の記載がありますが、当該費用はいつどのように支払われるのでしょうか。	実施契約書に定める金額及び事業者の提案額を上限とし、運営権者に対し、事業年度ごとに支払うことを想定している。詳細は、実施契約書(案)にて提示する予定である。																		
60	11	第1	1	(16)	ア	(ウ)				対象施設の改築・維持管理・増築に関する企画、調整、実施に関する業務	「企画、調整、実施」とありますが、それぞれどのような業務内容となるのでしょうか。 また、「実施」＝改築、維持管理、増築と解釈した場合、「企画、調整」の費用はどのように算定して、市が運営権者に支払うことになるのでしょうか。	「企画、調整、実施」に「経営に関する業務」と「対象施設の改築・維持管理・増築に関する企画、調整、実施に関する業務」が混在しているため、実施方針(案)の修正を検討する。なお、企画、調整は経営に関する業務に含まれるため、原則、運営権者の負担となる。																		
61	11	第1	1	(16)	ア	(ウ)				改築・増築費用	処理場・ポンプ場及び管路施設の改築及び管路施設の増築に係る費用の全てとは、企画、調整・実施に関する全ての費用(積算費用も含む)という理解で宜しいでしょうか。	「企画、調整、実施」に「経営に関する業務」と「対象施設の改築・維持管理・増築に関する企画、調整、実施に関する業務」が混在しているため、実施方針(案)の修正を検討する。なお、企画、調整は経営に関する業務に含まれるため、原則、運営権者の負担となる。																		
62	11	第1	1	(16)	ア					事業の費用負担	各種計画支援、改築、増築の費用はすべて市が負担することになっていますが、市が負担する額の算定は、積算基準による算定額と考えてよろしいでしょうか。	市が負担する額の算定は、募集要項等の公表時に示す予定価格の範囲内で、事業者の提案による金額とする。																		

No	頁	第1	1	(1)	ア	(7)	a	(a)	①	項目等	質問内容	12月8日回答	12月28日回答
63	11	第1	1	(16)	ア					なお書き	「各種計画案や長期計画及び全体計画等を策定すること」とありますが、社会資本整備総合交付金にかかる計画となると下水道に関するほとんどの計画が対象になります。これらの計画策定支援費用も市の負担と考えて良いでしょうか。	現在市の負担を想定している計画は、ストックマネジメント計画、アクションプラン及び下水道事業計画である。実施方針(案)でいう各種計画案とは単年度計画、長期計画とは短期事業計画、全体計画とは全体事業計画である。	
64	11	第1	1	(16)	ア					主たる事業及び附帯提案事業	「なお、運営権者は、国の主要施策や重点配布予算等を正しく理解したうえで、社会資本整備総合交付金に係る各種計画案や長期計画及び全体計画等を策定すること。」とありますが、当該諸計画については民間事業者に十分な経験、ノウハウがない内容と推察します。運営権者の履行にあたり、特に事業期間当初は、市の支援が十分に得られると考えてよろしいでしょうか。	市は必要な支援を行う。	
65	11	第1	1	(16)						事業の費用負担	「改築・増築事業費の上限額について、実施契約に定める」とありますが、実施契約書案の開示時期をご教示ください。	募集要項等の公表時を予定している。	
66	11	第1	1	(16)						事業の費用負担	「三浦市の予算編成時点等において、国土交通省下水道部等が公表する予算関連資料の重点配布項目のうち、活用可能性の高い予算については、活用方針について協議を行うこと」との記載がありますが、運営権者がこれらの業務を実施する場合、貴市によるノウハウ移転等のサポートがあるものとの認識で宜しいでしょうか。	(個別対話で回答する。)	
67	11	第1	1	(17)	ア					改築・増築の実施	対象施設について、市が改築・増築を行う場合は、申請、設計、工事は本事業に含まれないものと考えてよろしいですか。その場合の運営権者は市に協力するものはどのようなものを想定されていますか。	増築、改築に加え、申請、設計についても市が行う。ここで言う協力とは、コンセッション事業との調整を指す。	
68	11	第1	1	(17)	ア					改築・増築の実施	「市が公益上の理由を検討した上で必要」との記載がありますが、この事象は貴市による計画変更となると考えて宜しいでしょうか。	市が実施する改築・増築は本事業外であるため、原則、本事業の工事計画の変更とはならない。ただし、運営維持管理計画は変更することもある。	
69	11	第1	1	(17)	ア					改築・増築の実施	「その場合、運営権者は、市に協力するものとする」とありますが、具体的な協力内容(運営権者は費用を負担する可能性があるのか)をご教示ください。	増築、改築に加え、申請、設計についても市が行う。ここで言う協力とは、コンセッション事業との調整を指す。	
70	11	第1	1	(17)	ウ					改築・増築の対象	市が必要と認めたものは、国補助金の対象とならない改築も実施可能とする場合、関係機関への申請、報告、届出が必要な場合は、市が行うものとの認識で良いですか。	市が行う改築・増築を除き、改築・増築に係る業務は運営権者が実施する。	
71	12	第1	1	(16)						事業の費用負担	11ページ(16)アのに記載の【(イ)各種計画支援に関する業務+(ウ)a処理場・ポンプ場および管路の改築+(ウ)c管路施設の増築】は、市が負担する項目となっております。これらは、利用料金設定に含まない項目との理解でよろしいでしょうか？ 【(イ)各種計画支援に関する業務+(ウ)a処理場・ポンプ場および管路の改築+(ウ)c管路施設の増築】については、都度清算との考えでよろしいでしょうか？ 一方、11ページに記載の【(ア)経営に関する業務+(ウ)b処理場ポンプ場及び管路施設の維持管理費+附帯提案事業のうち経営・維持管理に係る事項】が利用料金設定に係る項目との理解でよろしいでしょうか？	お見込みのとおり。  【(イ)各種計画支援に関する業務、(ウ)a処理場・ポンプ場および管路の改築、(ウ)c管路施設の増築については、実施契約書に定める金額及び事業者の提案額を上限とし、運営権者に対し、事業年度ごとに支払う。詳細は、実施契約書(案)にて提示する。  お見込みのとおり。なお、利用料金の構成内容については、実施方針(案)p.9～10第1.1(14)ウ表1-3を参照のこと。	

No	頁	第1	1	(1)	ア	(7)	a	(a)	①	項目等	質問内容	12月8日回答	12月28日回答
72	12	第1	1	(17)	イ					改築・増築を行った施設の所有	「運営権者又は市が改築・増築を行った対象施設は、市の所有に属し、運営権者が運営等を行うものとする。」とありますが、改築・増築の計画段階より運営権者に情報を開示いただき、その内容について確認・協議させていただくことは可能でしょうか。また、開示可能な場合、その時期をご教示願います。	市が改築・増築を実施する場合、運営権者が運営に必要な情報を事前に提供する。開示可能な時期については、内容によって異なる。	
73	12	第1	1	(17)	イ					改築・増築を行った施設の所有	No.72に関連して運営権者が実施可能な改築については、貴市からの追加費用負担にて運営権者が担うという理解でよろしいでしょうか。	市が実施する改築・増築は本事業外であるため、運営権者が実施主体となることは想定していない。ただし、SPCを構成する事業者が受託することを妨げるものではない。	
74	12	第1	1	(17)	イ					改築・増築を行った施設の所有	No.73の場合において改築費の増額変更あるいは改築計画の変更の協議が可能と考えてよろしいでしょうか。	市が実施する改築・増築は本事業の対象外である。	
75	12	第1	1	(17)	イ					改築・増築を行った施設の所有	「運営権者又は市が改築・増築を行った対象施設は、市の所有に属し、運営権者が運営等を行うものとする」とありますが、事業期間中に改築・増築を行った対象施設運営権の譲渡に関して、どのような手続きは必要なのかご教示ください。	運営権者が改築・増築を行った施設は、改築に係る工事の目的物の市への受け渡しにより、本市の所有に属し、当然に運営権の対象になるものとする。運営権者は、市が指示した場合には、公共施設等運営権の登録に関連する手続きを行う必要がある。詳細は、実施契約書(案)にて提示する。	
76	12	第1	1	(17)	ウ					改築・増築の対象	「改築は、国補助金の対象となるものを基本とする。」とありますが、増築も国補助金の対象となるものを基本とするのでしょうか。	現在想定しているのは末端管きよの増築であり、国補助金の対象とならないものが基本となる。	
77	12	第1	1	(17)	ウ					改築・増築の費用について	「改築は、国補助金の対象となるものを基本とする。ただし、協議の上、市が必要と認めたものは、国補助金の対象とならない改築も実施可能とする。」とありますが、その場合の改築費は貴市の負担との理解で宜しいでしょうか。	実施方針(案)p.6第1.1(11)表1-1に記載のとおり、対象施設の改築に関する業務費は、市の負担とする。	
78	12	第1	1	(17)	エ					道路管理者が実施する道路工事等との連携	「本事業開始後に道路管理者が実施する道路工事等のうち、運営権者の業務に調整が必要となる工事について、運営権者は、市と協議の上、協力するものとする。」とありますが、道路管理者または占用事業者が実施する道路工事や掘削・埋設工事に関連して、下水道施設の位置確認、工事立ち合いの依頼があった場合の対応は市が行うと考えてよろしいでしょうか。もし、運営権者の業務範囲となる場合、過去数年間の対応実績をご教示願います。	道路管理者及び占用者との協議は、市が行うものである。したがって、協議上必要な手続きは市が行うこととなる。	
79	12	第1	1	(17)	エ					道路管理者が実施する道路工事等との連携	「また、市が実施する処理場等の耐震補強工事についても同様である。」とありますが、耐震補強工事に関連して工事立ち合いの依頼があった場合の対応は市が行うと考えてよろしいでしょうか。もし、運営権者の業務範囲となる場合、過去数年間の対応実績をご教示願います。	市が実施する工事の立ち合いは、市が行うものである。	
80	12	第1	1	(17)	エ					道路管理者が実施する道路工事等との連携	「運営権者は、市と協議の上、協力するものとする」とありますが、具体的な協力内容(運営権者は費用を負担する可能性があるのか)をご教示ください。	運営権者は、道路管理者が道路工事等を行うにあたって必要な運営権者の各種業務の調整等の協力を行う。道路管理者が実施する道路工事等に伴い、マンホールの嵩上げ等が発生した場合の費用については、運営権者の負担となる可能性がある。	
81	12	第1	1	(18)	ウ					運営権者譲渡対象資産	「詳細は、第2.4(5)に示す」とありますが、第2.4(5)は「参加表明書及び参加資格確認申請書の受付」についての記載のため、資産の記述がありません。	実施方針(案)を修正する。	

No	頁	第1	1	(1)	ア	(7)	a	(a)	①	項目等	質問内容	12月8日回答	12月28日回答
82	12	第1	1	(19)						市から運営権者への職員の派遣	「市は、運営権者からの要請等に応じて、…」となっていますが、要請をしなければ、市職員の派遣はないものと考えてよろしいでしょうか。また、派遣人数の上限等はあるのでしょうか。	お見込みのとおり。派遣人数の上限は、派遣要請を精査の上、市が判断する。	
83	12	第1	1	(19)						市から運営権者への職員の派遣	市から運営権者への派遣する職員の費用負担については、市または運営権者のどちらの負担とお考えでしょうか？	運営権者の負担となる。	
84	12	第1	1	(19)						職員の派遣	貴市への職員派遣要請はどのタイミングで実施されるのでしょうか。	【12月10日修正】 原則として事業開始当初を想定しているが、実施契約期間中であれば、要請が可能である。 市から運営権者への職員の派遣についての詳細は、募集要項等の公表時に提示する予定である。	
85	12	第1	1	(19)						職員の派遣	貴市への職員派遣について提案書に記載するのでしょうか。それとも運営権者選定後の協議でしょうか。	市から運営権者への職員の派遣についての詳細は、募集要項等の公表時に提示する予定である。	
86	12	第1	1	(20)						運営権対価の支払い方法	本項では運営権対価を本事業開始までに一括して支払うと示されていますが、31頁以降の第6 事業継続が困難となった場合の措置に関する事項において、運営権対価分割金と記載されている箇所が数か所あります。どちらかが誤記でしょうか。	運営権対価は一括又は分割として事業者の提案に委ねるものとする。実施方針(案)を修正する。	
87	14	第2								表2-1	令和4年12月で引き継ぎが完了しますが、令和5年4月の事業開始まで運営権者は施設への立入はできないのでしょうか。	市から運営権者への主たる事業の引継ぎ、手続き等は令和4(2022)年10月～12月に実施し、令和5(2023)年1月～3月は運営権者の本事業開始までの準備期間としている。なお、運営権者の施設への立入りについては、市と運営権者で調整する。	
88	15	第2	3	(1)	イ					応募者の構成	「応募者は、応募企業、応募グループを構成する企業(以下「構成員」という。)の名称及び本事業の遂行上果たす役割等を明らかにするものとする。」とありますが、名称は、優先交渉権者に選定された後に設立するSPCの名称とは別と考えてよろしいでしょうか。	応募企業、応募グループを構成する各企業の名称とSPCの名称は、必ずしも同じである必要はない。	
89	15	第2	3	(2)	ア						「第167条の4の規定に該当しない者」の脚注3について、「本項①、②及び③」とありますが、どの記載箇所が該当するのでしょうか。	「本項①、②及び③」を「本項ア、イ及びウ」に修正する。	
90	16	第1	1	(14)	オ					引当て	貴市は債権確保のために利用料金の引き当てが可能となっていますが、その引き当て方を提示して下さい。たとえば違約金相当額が積み上がるまで、運営事業者に配分額を渡さないのか、それとも毎年少しずつ引き当てるのか。キャッシュフローを考えると毎年の引き当てが望ましいと思料いたします。	市は常に直近2か月の利用料金を保管するものとし、要求水準違反違約金や契約解除違約金の支払いのため、当該保管した利用料金を引き当てることができる。	
91	17	第2	3	(3)	ア					設計業務を行う者	aは企業が登録されていることですが、b、cは当該資格、実績を有する人員をSPCに配置するという意味でしょうか。また、複数企業の場合は各社1名以上、当該資格を有する人員を配置するというのでしょうか。	(個別対話で回答する。)	
92	18	第2	3	(3)	ア		c			設計業務を行う者	「平成23年以降に高度処理を有する高度処理施設の下水処理場における汚泥処理施設の設計実績のある企業」については、この項目と合致しますか？	「下水処理場における汚泥処理施設の設計実績」を「下水処理施設の設計実績」と読めるかという質問であれば、合致しない。	

No	頁	第1	1	(1)	ア	(7)	a	(a)	①	項目等	質問内容	12月8日回答	12月28日回答
93	18	第2	3	(3)	ア		c			設計業務を行う者	「平成23年度以降に、公共下水道、流域下水道における処理能力8千m <sup>3</sup> /日以上の高度処理方式の下水処理施設に係る設計業務の履行実績を有していること。」とありますが、本対象施設は標準活性汚泥法であり、高度処理の実績は不要と考えますがいかがでしょうか。	原案どおりとする。	
94	18	第2	3	(3)	イ		b				終末処理場における水処理施設の機械設備工事は、終末処理場における建築機械・設備工事も該当しますか？	(個別対話で回答する。)	
95	18	第2	3	(3)	イ		c			改築業務を行う者	「平成23年度以降に処理能力8千m <sup>3</sup> /日以上終末処理場における装置の電気設備工事を元請として施工した実績を有する」とありますが、「処理能力8千m <sup>3</sup> /日以上終末処理場における汚泥焼却プラントの電気設備工事(機械・電気一括発注工事のうち電気設備部分)を元請として施工した実績」も本要件に該当するという理解でよろしいでしょうか。	参加資格要件については審議会において審査されるものであり、現時点では回答できない。 事務局としては、汚泥焼却プラントの実績は該当しないと考えている。	
96	18	第2	3	(3)	イ		c			改築業務を行う者	「平成23年度以降に処理能力8千m <sup>3</sup> /日以上終末処理場における装置の電気設備工事を元請として施工した実績を有する」とありますが、処理能力8千m <sup>3</sup> /日以上終末処理場を有する下水道事業において、処理場からポンプ場を監視する装置の更新工事も本要件に該当するという理解でよろしいでしょうか。	参加資格要件については審議会において審査されるものであり、現時点では回答できない。 事務局としては、ご指摘の更新工事は該当しないと考えている。	
97	18	第2	3	(3)	ウ		a			管路施設の維持管理を行う者	「平成23年度以降に、管路施設の維持管理業務(点検又は修繕)を受託した実績があること」とありますが、「管路施設」についてご教示ください。①下水道の管路施設に限らず、上水道、工業用水道も含まれるという理解でよろしいでしょうか②埋設配管に限らず、露出された配管(例えば、共同溝内配管や水管橋等)も含まれるという理解でよろしいでしょうか③下水道における汚泥圧送管も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	参加資格要件については審議会において審査されるものであり、現時点では回答できない。 ①、②及び③のいずれも管路施設に含まれないものと考えられる。	
98	18	第2	3	(3)	ウ		a			管路施設の維持管理を行う者	こちらに記載の実績の証明方法について、ご教示ください。	業務内容のわかる書類(契約書、仕様書等)の写しを提出いただく予定である。詳細は、募集要項等の公表時に示す。	
99	21	第2	4	(7)						競争的対話の実施	競争的対話の機会は、何回設けて頂けますでしょうか。最低2回の機会を希望します。	ご意見として承る。	
100	21	第2	4	(8)						附帯提案事業及び任意事業に関する予備的審査の実施	「附帯提案事業及び任意事業を提案する場合は、参加資格審査終了後、附帯提案事業及び任意事業に関する提案概要書を市に提出すること」とありますが、この予備的審査で提出せず、最終提案書で記載した附帯提案事業及び任意事業は評価されないということでしょうか。	(個別対話で回答する。)	
101	21	第2	4	(8)						提案概要書	提案概要書の提出日は提出方法と同時に示されるのでしょうか。	お見込みのとおり。	
102	21	第2	4	(8)						提案概要書	提案概要書は評価の対象となるのでしょうか。	提案概要書は、附帯提案事業及び任意事業に関する予備的審査のために使用することを想定しているものであり、評価の対象としていない。	

No	頁	第1	1	(1)	ア	(7)	a	(a)	①	項目等	質問内容	12月8日回答	12月28日回答
103	21	第2	4	(8)						付帯提案事業及び任意事業に関する予備的審査の実施	「市は提案のあった付帯提案事業及び任意事業について、市の政策方針や既存計画との整合性の観点で、その実施可否を判断するものとする。」とありますが、予備的審査の結果は事業者選定に関係がないと考えてよろしいでしょうか。また、予備的審査で実施不可と判断された付帯提案事業及び任意事業の提案については、直ちに事業者にもその旨が通知され、提案書の修正が可能と考えてよろしいでしょうか。	予備的審査は提案書提出前に受け付け、実施可否のみの判断を行うものであり、予備的審査の結果は事業者選定には関係しない。 予備的審査で実施不可と判断されたものについても、提案書提出時点で修正案を提案することは可能である。 予備的審査等の流れ：提案概要書提出→予備的審査→実施可否の通知→提案書提出→事業者選定	
104	21	第2	4	(8)						付帯提案事業及び任意事業に関する予備的審査の実施	実施の是非を判断するのは審査員でしょうか、市の担当部署でしょうか。 是非の判断はどのような基準なのでしょうか。 費用縮減、収益発生、環境負荷低減等の効果を優先した判断なのか、市の政策方針や既存計画との整合性を優先した判断なのか。 過去の事例等を用いて、分かり易くお教え下さい。	(個別対話で回答する。)	
105	21	第2	4	(8)						付帯提案事業及び任意事業の是非の判断は、『可・不可』なのでしょうか。 提案内容を評価頂き、実施に向けた改良指示を受け、条件付き可も含まれるのでしょうか。	予備的審査は「可・不可」で評価することとし、「条件付き可」は考えていない。予備的審査で実施不可と判断されたものについても、提案書提出時点で修正案を提案することは可能である。 予備的審査等の流れ：提案概要書提出→予備的審査→実施可否の通知→提案書提出→事業者選定		
106	21	第2	4	(8)						付帯提案事業及び任意事業に関する予備的審査の実施	本事業への参画目的の一つに、付帯事業及び任意事業の実施が想定されます。 付帯事業及び任意事業に関する実施の可否は、参加資格審査終了後となっているため結果によっては、途中辞退の可能性もございます。 募集要項等の公表時、否定される事業の種類や条件等が示されるのでしょうか。	(個別対話で回答する。)	
107	21	第2	4	(8)						付帯提案事業及び任意事業に関する予備的審査の実施	「参加資格があるとされた者が、付帯事業及び任意事業を提案する場合は、参加資格審査終了後、付帯提案事業及び任意事業に関する提案概要書を市に提出すること」とありますが、事業開始後に運営権者が提案する事は可能でしょうか	付帯提案事業は不可であるが、任意事業は事業期間中の提案は可である。p.5を参照のこと。	
108	22	第2	5	(5)						運営権者譲渡対象資産の譲受	運営権譲渡対象資産の譲受に関しては、見積書を提出することになっておりますが、資産を取捨選択し見積もりを提出することは可能でしょうか。また、見積もりが予定価格以下の場合、譲渡はされない、と考えてよろしいでしょうか。	可能とする。また、見積もりが予定価格以下の場合には譲渡できない。	
109	22	第2	5	(5)						運営権者譲渡対象資産の譲受	譲渡対象物リストの公表時期をご教示ください。 また、譲渡対象物の予定価格開示時期もご教示ください。	募集要項等の公表時を予定している。	
110	22	第2	5	(5)						運営権者譲渡対象資産の譲受	「譲渡手続は、市が作成した予定価格に対し、運営権者が現物を確認の上、見積書を提出する方法で行う。」とありますが、譲渡対象資産のうち譲渡を希望するものと譲渡を希望しないものを運営権者が選択できると考えてよろしいでしょうか。 一括譲渡を原則とする場合、譲渡資産のうち残存簿価相当の資産価値がなく、取得後すぐに資産から除却、処分しなければならぬことも想定されます。その場合、減額見積をすることも可能と考えてよろしいでしょうか。	運営権者譲渡対象資産のうち、譲渡を希望しないものを運営権者で選択することは可能である。	

No	頁	第1	1	(1)	ア	(7)	a	(a)	①	項目等	質問内容	12月8日回答	12月28日回答
111	22	第2	5	(5)						運営権者譲渡対象資産の譲受	運営権者は本事業開始日に譲渡対象資産を取得します。一方でその対価支払日が確定されていません。対価支払日が事業開始日より前の場合、その危険負担は貴市でしょうか、運営権者でしょうか。	譲渡対象資産の対価支払日は募集要項等とあわせて公表する実施契約書(案)において示す。なお、支払日を事業開始日前とした場合、運営開始日前の譲渡対象資産の危険負担は市のリスクとする。	
112	22	第2	5	(5)						運営権者譲渡対象資産の譲受	「市が作成した予定価格」との記載がありますが、その予定価格はいつ公表されるのでしょうか。	募集要項等の公表時を予定している。	
113	22	第2	5	(5)						運営権者譲渡対象資産の譲受	事業終了後には運営権者から市に対し譲渡対象資産の譲渡が発生するものと思料いたしますが、この場合、「運営権者が作成した予定価格に対し、貴市が現物を確認の上提出する見積金額が予定価格以上で有効であった場合、両者は譲渡契約を締結する」という手続で宜しいでしょうか。	譲渡対象資産の譲受については、実施契約書(案)の公表時に提示する予定である。	
114	22	第2	5	(5)						運営権者譲渡対象資産の譲受	「運営権者が予定価格以上で有効な見積書を提出した場合、市と運営権者は運営権者譲渡対象資産に関する物品譲渡契約を締結し」とありますが、予定価格以上で有効な見積書を提出しなかった場合の取り扱いについてご教示ください。	市は運営権者に当該資産を譲渡できない。	
115	23	第3	1	(1)	ア						「豪雨、暴風、高潮、洪水、地滑り、噴火、地震、津波、戦争、暴動、騒乱、騒擾、テロ等その他自然的又は人為的な現象」とありますが、疫病は含まれるとの認識で宜しいでしょうか。	具体的な事象に基づき、基本的には協議により判断していくことになる。	
116	24	第3	1	(2)	ア					瑕疵担保責任	既存の沈砂池等の土木構造物及び既存の管理本館等の建築構造物に隠れたる物理的な瑕疵があった場合は、市の責任で改修等を実施する、という理解でよろしいでしょうか。	(個別対話で回答する。)	
117	24	第3	1	(2)	イ					瑕疵担保責任	前述のアの記述と同様に、瑕疵担保請求の対象は「隠れたる物理的な瑕疵」という認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおり。実施方針(案)を修正する。	
118	24	第3	1	(3)	イ					リスク分担について	「利用料金設定割合の改定によっても補填されない場合は、当該特定条例等変更によって運営権者に生じた損失に係る負担については市と運営権者で協議する」とありますが、特定条例の制定は貴市によって行われるのに対し、なぜ運営権者負担としたのかご教示ください。	特定条例変更リスクについては市でも完全にコントロールできるリスクではないため、協議としている。	
119	24	第3	1	(4)	ア					需要の変動	「市が示した需要予測の一定範囲内までの増減・・・」がありますが、「一定範囲」を具体的に数字で示していただけませんか。	募集要項等の公表時に提示する予定である。	
120	24	第3	1	(4)	ア					需要の変動	市が示す需要予測については、いつ開示予定でしょうか？また、一定範囲以内の増減リスクは運営権者と記載がありますが、この範囲をご教示ください。	募集要項等の公表時に提示する予定である。	
121	24	第3	1	(4)	ア					需要の変動	貴市が示した需要の「一定範囲以内までの増減」に関して、43頁のリスク分担表に記載の「●%以内までの増減」がこれに該当するものと思料いたしますが、具体的な数値は募集要項等公表時に示されるとの認識で宜しいでしょうか。	実施方針の公表時に提示する予定である。	

No	頁	第1	1	(1)	ア	(7)	a	(a)	①	項目等	質問内容	12月8日回答	12月28日回答
122	24	第3	1	(4)	ア					需要の変動	「市が示した需要予測の一定範囲内までの増減に関するリスクは原則として運営権者が負う。」とありますが、「一定範囲」の定量値の開示方法、時期についてご教示願います。	募集要項等の公表時に提示する予定である。	
123	24	第3	1	(4)	ア					需要の変動	「市が示した需要予測の一定範囲以内までの増減に関するリスクは原則として運営権者が負う」の「一定範囲」とは具体的に何%でしょうか。	募集要項等の公表時に提示する予定である。	
124	24	第3	1	(5)	ア					物価の変動	「ただし、薬品費、電力料金単価、人件費の一定以上の増加は、市と運営権者で協議する。」とありますが、「一定以上」を具体的に数字で示していただけませんか。	別紙2と別紙5の対応を整理の上、実施方針公表時に示す予定である。	
125	24	第3	1	(5)	ア					物価の変動	「薬品費、電力料金単価、人件費の一定以上の費用の増加は、市と運営権者で協議する」の「一定以上」とは具体的に何%でしょうか。もしくは割合を定めずに協議ができるということでしょうか。	別紙2と別紙5の対応を整理の上、実施方針公表時に示す予定である。	
126	25	第3	2								第三者モニタリング実施費用について、費用負担は貴市と運営権者のどちらでしょうか。	市の負担とする。	
127	25	第3	3							保険	「市が定める基準以上の損害保険に加入」との記載がありますが、この基準をご教示ください。	実施契約書(案)に提示する予定である。	
128	25	第3	3								損害保険について、貴市が定める基準をご教示ください。	実施契約書(案)に提示する予定である。	
129	25	第3	3							保険	加入義務の保険には、土木構造物保険、企業財産包括保険等も含まれるのでしょうか。	加入義務の保険は、実施契約書(案)にて提示する予定である。原則として、保険の種類については、本事業を実施するに当たり、運営権者自らが実施方針及び実施契約書に定めるリスク分担を負担する上で必要と考える保険への加入を行うことを想定している。	
130	30	第5								実施契約にさだめようとする事項	実施契約書案の開示時期をご教示ください。	募集要項等の公表時を予定している。	
131	31	第6	1	(1)	イ	(イ)				解除措置	「市の責めに帰すべき事由により生じた損害がある場合は、損害額を算定し」とありますが、損害額を査定するのは誰なのかご教示ください。	市の責めに帰すべき事由により生じた損害がある場合は、損害額を運営権者が算定し、このうち市が合理的と認めた範囲で市が負担することとする。	
132	31	第6	1							解除措置	「運営権対価分割金の支払義務」とありますが、12頁、第1の1、(20)「運営権者が支払う運営権対価」では「運営権対価を本事業開始までに一括して支払う」とあり、齟齬が生じていますので、分割払いができるのか、ご教示ください。	運営権対価は一括又は分割として事業者の提案に委ねるものとする。実施方針(案)を修正する。	
133	40 ~ 51	別紙 3								リスク分担表	リスク分担表において備考欄に記載されている、協議を要するものは、負担割合が変更する可能性を示しているため、「協議」もしくは(○)従分担とすべきではないでしょうか。(原則としているものも同様)	リスク分担表は、当該事象が生じた場合にリスクを負担する者を示している。ただし、一定の場合には協議が想定できるものを備考で説明している。	
134	40	別紙 3								リスク分担表	利用者負担の増加(下水道使用料等の値上げ)に関して議会承認が得られない場合のリスクは貴市が負担するという認識で宜しいでしょうか。	(個別対話で回答する。)	

No	頁	第1	1	(1)	ア	(7)	a	(a)	①	項目等	質問内容	12月8日回答	12月28日回答
135	41	リスク分担保表								制度関連	許認可リスクの運営権者が取得すべき許認可は、何を指しているのでしょうか。	本事業関連の許認可全般を指す。例えば、道路使用許可、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に関連する許認可については、運営権者が実施する。	
136	42	別紙3								第三者損害リスク	貴市が負担する「要求水準に従って運営を行っても避けることのできない第三者損害」と運営権者が負担する「保守点検計画、保守点検の実施の有無に関わらず、不具合が生じた場合の第三者への賠償」に関し、両者の違いについてご教示ください。	当該箇所について、整合を図るよう実施方針(案)を修正する。	
137	42	別紙3								第三者損害リスク	「要求水準に従って運営を行っている」場合、「第三者損害」は三浦市の負担、「不具合が生じた場合の第三者への賠償」は運営権者の負担となっていますが、「損害」と「賠償」の定義をお教え下さい。	「損害」に表現を統一し、実施方針(案)を修正する。	
138	42	別紙3								リスク分担保表	社会、第三者損害リスクの保守点検計画、保守点検の実施の有無に関わらず、不具合が生じた場合の第三者への賠償とは、具体的にどのような状況を指しますか？運営権者の責に帰すべき事由の場合でしょうか、ご教示ください。	保守点検計画、保守点検の項目は運営権者で作成、設定するものとなっている。運営権者で作成した保守点検計画の項目や、それに基づく保守点検の実施の有無に関わらず、不具合が生じた場合の第三者への賠償は、運営権者のリスクとする。	
139	42	別紙3								リスク分担保表	環境問題リスクについて、現時点において消臭剤による臭気の抑制対策を実施してもなお発生する事態については、運営権者はその責めを負わないとの理解でよろしいでしょうか。このような対策を打ってもなお発生する事態は「施設が存在そのものに起因する環境問題」として貴市の分担として取り扱っていただくことを強く希望します。	原案どおりとする。適切な臭気対策を行った上で基準値以下の臭気で発生した環境問題については、施設が存在そのものに起因する問題と考えることもできる。	
140	42	リスク分担保表								社会	環境問題リスクの内容で、施設が存在そのものに起因する環境問題とは、事業開始以前の既設下水管の状態や劣化の原因も含まれるのでしょうか	含まない。	
141	43	リスク分担保表								経済	利用料金の増減の備考欄で●%となっている箇所はいつの段階で明らかにしていただけますか。	実施契約書(案)に提示する予定である。	
142	43									金利変動リスク	本事業は、人口減少などに伴い売上も漸減する可能性が大きいものと推測されます。については金利変動リスクは貴市にて負担して頂けないでしょうか。	原案どおりとする。なお、資金調達に伴う金利変動リスクについては、運営権者が当然負担すべきリスクである。需要変動リスクの詳細は、実施契約書(案)に提示する予定である。	
143	44	別紙3								リスク分担保表	「不可抗力/不可抗力リスク」で、公共土木施設災害復旧事業国庫負担法5の範囲内の復旧事業費は、国費を財源とし市が負担する(『下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドライン』に準拠)。となっており、それ以外は運営権者負担となっていますが、運営権者負担になると想定される事象(内容、規模)をご教示下さい。	後日回答する。	「下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドライン」P126図表3-43を踏まえて、リスク分担保表を修正する。なお、備考欄の「上記以外」のリスク分担保については、「三浦市○」「運営権者(○)」として修正し、詳細は募集要項等の公表時に示す実施契約書に定める。
144	45	別紙3								不可抗力リスク	不可抗力による損害について、注記の「公共土木施設災害復旧事業国庫負担法」により、「六十万円に満たないもの」は運営権者の負担という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。	
145	45	別紙3								未払い料金リスク	未納者の支払いの催促と料金収受が市に委ねられているにもかかわらず、未収債権の負担が運営権者にのみになるのは、片務契約とはなりませんか？	(個別対話で回答する。)	

No	頁	第1	1	(1)	ア	(7)	a	(a)	①	項目等	質問内容	12月8日回答	12月28日回答																		
146	45	別紙3								リスク分担表	未払い料金リスクにおける利用料金滞納による減収リスクを運営権者で取ることは、上下水一体での料金徴収を市が委託して行っている現状を考慮すると、違和感を感じますが、現状での滞納整理状況が分かるリストを過去5年分程度開示いただけないでしょうか？	過去5年間の下水道使用料における収入未済額及び不納欠損額は、次のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>〈収入未済額〉</th> <th>〈不納欠損額〉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年度</td> <td>4,962,559円</td> <td>204,790円</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>5,405,002円</td> <td>317,253円</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>5,471,789円</td> <td>248,684円</td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td>7,669,242円</td> <td>664,775円</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>6,330,705円</td> <td>55,081円</td> </tr> </tbody> </table>		〈収入未済額〉	〈不納欠損額〉	平成30年度	4,962,559円	204,790円	平成29年度	5,405,002円	317,253円	平成28年度	5,471,789円	248,684円	平成27年度	7,669,242円	664,775円	平成26年度	6,330,705円	55,081円	
	〈収入未済額〉	〈不納欠損額〉																													
平成30年度	4,962,559円	204,790円																													
平成29年度	5,405,002円	317,253円																													
平成28年度	5,471,789円	248,684円																													
平成27年度	7,669,242円	664,775円																													
平成26年度	6,330,705円	55,081円																													
147	45	別紙3								リスク分担表	災害復旧事業について、一箇所60万未満は適用しないとあるが、一つの災害で複数の復旧事業を実施する場合はまとめて一箇所となりますでしょうか。	都市災害復旧事業等事務必携(令和2年3月国土交通省都市局都市安全課)のP.13～16の考え方に準じるものとする。																			
148	46	別紙3								維持管理リスク	更新前の施設の瑕疵リスクに関し、一定期間を経過したか否かで負担者が貴市から運営権者となりますが、この「一定期間」について具体的にどれくらいの期間なのか教えてください。	12か月。実施方針(案)を修正する。																			
149	47	別紙3								維持管理リスク	「貴市が事業者に開示した資料の情報等に瑕疵が発見された場合」のリスクは運営権者が負うことになっておりますが、当該情報をコントロールできない運営権者のリスクとした理由をご教えてください。	一定の期間内に発見された瑕疵については、市負担とし、実施方針(案)を修正する。																			
150	47	別紙3								更新前の施設瑕疵リスク	「一定期間」は実施契約時に協議を行い、施設ごとに定めるものという理解でよろしいでしょうか。	12か月。実施方針(案)を修正する。																			
151	47	リスク分担表								維持管理運営	事業開始後に対象施設…、備考欄の内容では契約締結日から12か月に不具合箇所を確認する必要があると考えますが、すべての下水道管路施設(取付管、柵を含む)を12か月で調査することは困難な場合、それ以降に発見された管路の不具合は、運営権者の責任になりますか。	(個別対話で回答する。)																			
152	47	リスク分担表								維持管理運営	優先交渉権選定時の…、備考欄で事業開始から一定期間とは具体的な期間を提示してください。	12か月。実施方針(案)を修正する。																			
153	47	リスク分担表								維持管理運営	三浦市の事由による維持管理範囲の変更とは、何を含んでいるのでしょうか。	当初、運営権設定範囲に含まれていない区域の取り込みに伴う変更等を想定している。																			
154	48	別紙3								管路破損等に起因する道路陥没リスク	「本事業開始後、12か月以内に運営権者が発見し、市へ報告のあった管路破損等に起因する道路陥没リスク」は三浦市の負担となっておりますが、それ以外、例えば「第三者が発見した場合」、「12か月より後に発見した場合」等の負担はどうなりますでしょうか。	第三者が発見した場合でも運営権者が発見したと同様とする。また、12か月より後に発見した場合は、運営権者の負担となる。																			
155	48	リスク分担表								維持管理運営	水量変動リスクで、要求水準で設定した範囲の流入水量と記載されていますが、要求水準書に全体計画、事業計画、現況の処理能力が記載されているのみで、「範囲」は記載されておりませんので、具体的な水量はいつの段階で明らかにいただけますか。	募集要項等の公表時に提示する予定である。																			

No	頁	第1	1	(1)	ア	(7)	a	(a)	①	項目等	質問内容	12月8日回答	12月28日回答
156	48	リスク分 担表								維持管理運営	施設能力を明らかに超える恒常的な水質の変化に関するコスト負担で運営権者に(○)となっているが、これは汚泥や水質のリスクと同様に「協議」とならないのはなぜでしょうか。	施設能力を明らかに超える恒常的な水質の変化の場合には、基本的には市の負担とするが、コストの負担方法については検討・協議を要するものとする。	
157	48	別紙 3								リスク分担表	管路破損等に起因する道路陥没リスクについて、本事業開始後12か月を超えた際の不可抗力に起因する道路陥没リスクの分担についてご教示ください。	期限に関わらず、不可抗力による損害は「不可抗力リスク」とおりとする。	
158	48	別紙 3								リスク分担表	「要求水準で設定した範囲を超える水量が流入する場合で、運営権者が通常取りうる予防措置での対応が不可能な範囲は、市が負担する。」とありますが、市が考える「通常取りうる予防措置での対応が不可能な範囲」についてご教示いただけませんか。	善管注意義務の範囲内での予防措置策を想定している。具体的には事象が発生した都度、運営権者と市で協議することとなる。	
159	49	リスク分 担表								維持管理運営	管路施設の現状で把握している調査ができない施設(取付管と柵を含む)や不具合箇所を提示していただけないでしょうか	管路施設の調査状況については、閲覧資料を参照のこと。	
160	49									別紙3	管路施設の劣化等、引き渡し時に状況が不明確かつ運営開始後に調査ができない施設が運営中に損傷した場合の記載があるが、圧送管はこれに該当するものと考えて良いか。該当しないのであれば、市が現在までに圧送管の調査を行った資料を開示して頂きたい。	(個別対話で回答する。)	
161	50	リスク分 担表								施工・建設	国補助金等内示不足による工期遅延では、予算要望額と交付額の差異について述べられているが、補正予算などで予定していない交付金が増額になった場合のリスクは考えられているのでしょうか。	予算要望額に対して交付金が増大した場合は、運営権者と予め協議の上、市が対応方針を決定する。	
162	50	リスク分 担表								調査・設計	運営権者が実施する設計以外で、三浦市様で設計され、運営権者が工事する案件は存在するのでしょうか。	本事業開始年度の改築工事は、本市の設計に基づき、運営権者が実施することを想定している。	
163	50	リスク分 担表								調査・設計	現時点で事業期間内に予定されている道路計画の具体的な内容(工事予定時期)を提示していただけないでしょうか。	現時点で具体的な想定はない。	
164	50	別紙 3								リスク分担表	貴市の要因による工事費増大について、運営権者が従負担と整理されていますが、どのような事例を想定されているのかをご教示ください。	本市の要因による設計変更に基づく工事費増大リスクについては、運営権者負担のリスクとせず、本市のリスクとする。	
165	50	別紙 3								リスク分担表	「三浦市の要因による設計変更に基づく工事費増大」は貴市のリスク負担と考えてよろしいでしょうか。	本市の要因による設計変更に基づく工事費増大リスクについては、運営権者負担のリスクとせず、本市のリスクとする。	
166	51	別紙 3								リスク分担表	民間所有地利用リスクについて、各施設や通路における現状の民間所有地の利用状況をご教示(海岸側道路は私有地であると推察しています)ください。また、民間所有地利用に関する規制等がありましたら合わせてご教示をお願いします。	海岸側管理用通路等に敷設された管きよの一部は私有地下にある。また、リスク分担表にある管路施設の敷設・移設・開削に加え、運営権者が事業期間中に民間所有地(宅地等)を利用する場合は、都度土地所有者への申請等を行う。	

No	頁	第1	1	(1)	ア	(7)	a	(a)	①	項目等	質問内容	12月8日回答	12月28日回答
167	52	別紙 4-1								東部浄化センター	流入水量の変動に関する記述がありません。	要求水準書(案)の別紙5に東部浄化センターの年間処理水量の推移及び汚泥処分量の推移を示している。	
168	53	別紙 4		(2)						東部浄化センター 一般平面図	敷地内に「汚泥処理用地(焼却施設・計画)」及び「高度処理用地(計画)」との記載がありますが、当該計画について詳細情報を開示ください。	下水道全体計画及び下水道事業計画を閲覧資料に追加する。	
169	54	別紙 4-3									任意事業の対象地①～④について、契約期間終了後は更地に 戻して返すとの事ですが、任意事業開始前には市側で植栽伐 採等で更地にしていただけるとの理解でよろしいでしょうか？	任意事業の実施に必要な整備(植栽伐採)については、事業者 にて実施すること。	
170	54	別紙 4-3									任意事業の対象地④の敷地面積を教えてください。	3,302㎡	
171	57	別紙 4-6								幹線管きよの整備状況	管径ごとの各年改築計画はありますか？	(個別対話で回答する。)	
172	59	別紙 5								物価変動に関する考え方	価格指数とは、何を想定されていますか。	別紙2と別紙5の対応を整理の上、実施方針公表時に示す予定 である。	